

カンボジア、ラオス、ミャンマーでの 建設プロジェクトに関する法的留意点



ONE **A**SIA LAWYERS

2019/4/4

事務所紹介

・弁護士法人One Asia / One Asia Lawyers 概要

弁護士法人One Asia/One Asia Lawyersは、ASEAN地域に特化した法律事務所であり、ASEANにおいてシームレスな法務アドバイザリー業務を日系企業に特化して行っております。各事務所には、現地弁護士に加えて、日本人弁護士、専門家、現地語法律通訳者が常駐しており、ASEAN地域に特化した進出法務、M&A、コーポレート・ガバナンス、労務、税務、知的財産、不動産、訴訟・仲裁対応などについて現地に根付いた最適なサービスを提供しております。

・拠点

シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、東京
※4月1日よりインド事務所開設

・メンバー数

170名(内日本人32名)

・住所

日本：〒100-6031 弁護士法人One Asia 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 31階

タイ:Unit 2301, 23rd Floor, Interchange 21 Building,North-Klongtoey, Wattana, Bangkok, Thailand 10110



– One Team, Seamless Insight in Asia –



講演者紹介



藪本 雄登
タイ事務所代表
One Asia Lawyers
yuto.yabumoto@oneasia.legal

プロフィール

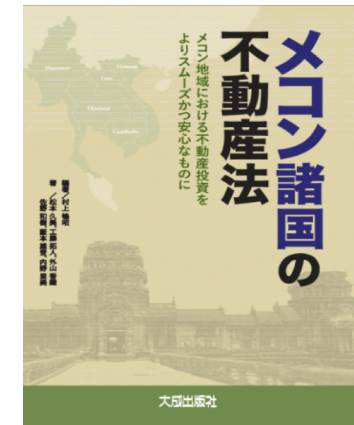
2010年にOne Asia Lawyersの前身となるJBLメコングループを創設。タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーで約10年間に渡り現地に居住し、実務を行う。現地弁護士と協働し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV)の案件を担当。タイ案件及びCLMVへのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。現在、日系公的機関・日系企業のタイ及びCLM地域への法務顧問アドバイザーとして約100社程度対応。ラオス・ビエンチャン日本人商工会議所事務局長(2015年)、カンボジア日本人商工会労務委員(2014年、2015年)、タイ日本人商工会議所GMS委員等を務める。和歌山県南紀白浜出身。

主要プロジェクト一覧

- 日系大手IT企業によるタイ、ベトナムIT企業の買収案件
- 日系大手商業施設のタイ、カンボジアでの規制調査、合弁案件
- 日系大手企業のラオスでの政府コンセッション契約、開発案件
- 日系大手建設会社のラオスでの外資規制調査、合弁案件
- 日系大手製造メーカーのミャンマー進出に関する外資規制調査、進出案件
- 日系金融機関のタイ、カンボジア現地債務者に対する債権回収を巡る裁判案件
- 日系企業のタイ、ミャンマー、ラオスでの建設契約を巡る裁判、仲裁案件 等

主要著書・論文一覧

- 「メコン川流域諸国の不動産法務(大成建設出版社、2017年8月)」
- 「カンボジア進出、展開、撤退の実務」(同文館出版 2014年4月)
- 「ラオス進出、展開、撤退の実務」(同文館出版 2016年5月)
- 「カンボジアで事業を興す」(キョーハンプックス 2015年)
- 「ラオス投資ガイド 2016年」(公的機関より受託 2016年)
- 「カンボジア会社設立マニュアル」(公的機関より受託 2015年)
- 「カンボジア労務マニュアル 第3改訂版」(公的機関より受託 2016年)
- 「ラオス改正労働法 日本語訳」(公的機関より受託 2015年)
- 「ラオス改正VAT法 日本語訳」(公的機関より受託 2015年) 等



講演者紹介



吉田 重規
パートナー弁護士(日本法)
One Asia Lawyers
カンボジアオフィス所属
shigeki.yoshida@oneasia.legal

プロフィール

弁護士登録後、日本国内の大手スポーツメーカー法務部で約6年間勤務し、同社では日本国内外の契約法務、M&A・事業構造改革・新規事業等のサポート、国内外子会社管理、各種紛争案件、株式関係業務その他企業法務全般に従事。2018年4月にOne Asia Lawyers加入後は、企業内弁護士としての多様な経験を基に、企業のビジネスニーズを的確に把握し、適切なアドバイスを提供している。

カンボジアオフィスでは、日系企業の東南アジアへの進出支援案件、進出時のリーガルフォロー、労務案件、各種法規制調査、内部監査・コンプライアンス関係業務、紛争対応等の法的サポートを提供している。

主要プロジェクト一覧

- 日系大手企業の税務調査対応案件
- 日系大手企業の労務紛争対応案件
- 日系大手企業の事業地用不動産取得案件
- 日系大手企業のカンボジアにおけるフランチャイズビジネス案件の契約書作成
- 日系企業の事業譲渡案件法規制調査および契約書作成
- 日系企業の株式取得案件についての法規制調査および契約書作成
- 日系大手企業の事業地用不動産取得案件
- 日系企業のカンボジアにおけるディストリビューション案件
- 日系企業のカンボジア商事仲裁案件

主要著書・論文一覧

「カンボジア改正労働法 日本語訳」(公的機関より受託 2018年)

講演者紹介



遠藤 裕介
アソシエイト弁護士(日本法)
One Asia Lawyers
タイ、ミャンマーオフィス所属
yusuke.endo@oneasia.legal

プロフィール

One Asia Lawyersタイ、ミャンマーオフィス所属。

現在はタイ法弁護士及びミャンマー法弁護士と協同し、企業のガバナンス構築・労働法・不動産法・著作権法・M&A等と幅広い分野で執務を行う。

学生時代にバックパックを担ぎ東南アジアに長期に渡り滞在した経験を持つ。宮城県仙台市出身。

主要プロジェクト一覧

- － 日系企業のタイにおける株式譲渡契約書、株主間契約書の作成・修正
- － 日系企業のタイーミャンマー間におけるリース契約書の作成・修正
- － 日系企業のミャンマーにおける雇用契約・就業規則の作成・修正 等

主要著書・論文一覧

「法務が主導するアジア子会社管理 会社法・労働法令遵守体制の構築方法」(ビジネス法務・連載 2019年)

タイからのサービス提供の可否

建設事業に関する規制

ビザ、就労規制

付加価値税を巡る問題

紛争解決、汚職



タイからのサービス提供の可否

建設事業に関する規制

ビザ、就労規制

付加価値税を巡る問題

紛争解決、汚職



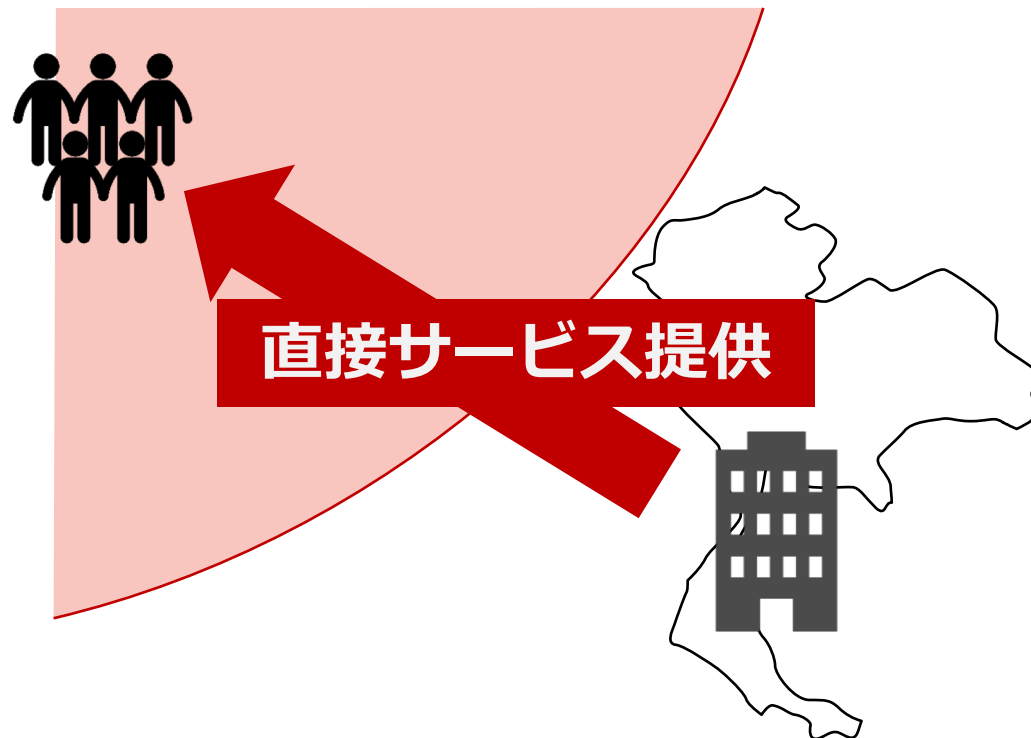
タイ国外においてサービスを提供する際、現地に拠点を持たない**オフショアモデル**と現地に拠点を設ける**オンショアモデル**があると考えます。特に、カンボジア、ラオス、ミャンマーでのプロジェクトに関しては、今後継続的な案件が存在するか未知数なため、オフショアモデルでサービス提供できないかがよく問われます。

ポイント

- オフショアモデルでは、**Doing Businessに関する規制**が問題に
- オフショアモデルでは、**建設業法上の規制（後述）、クロスボーダでの税務（後述）、外国人の就労規制（後述）**が問題に
- オフショアモデルについては、当局から例外的な許可が得られないか、確認することが望ましい

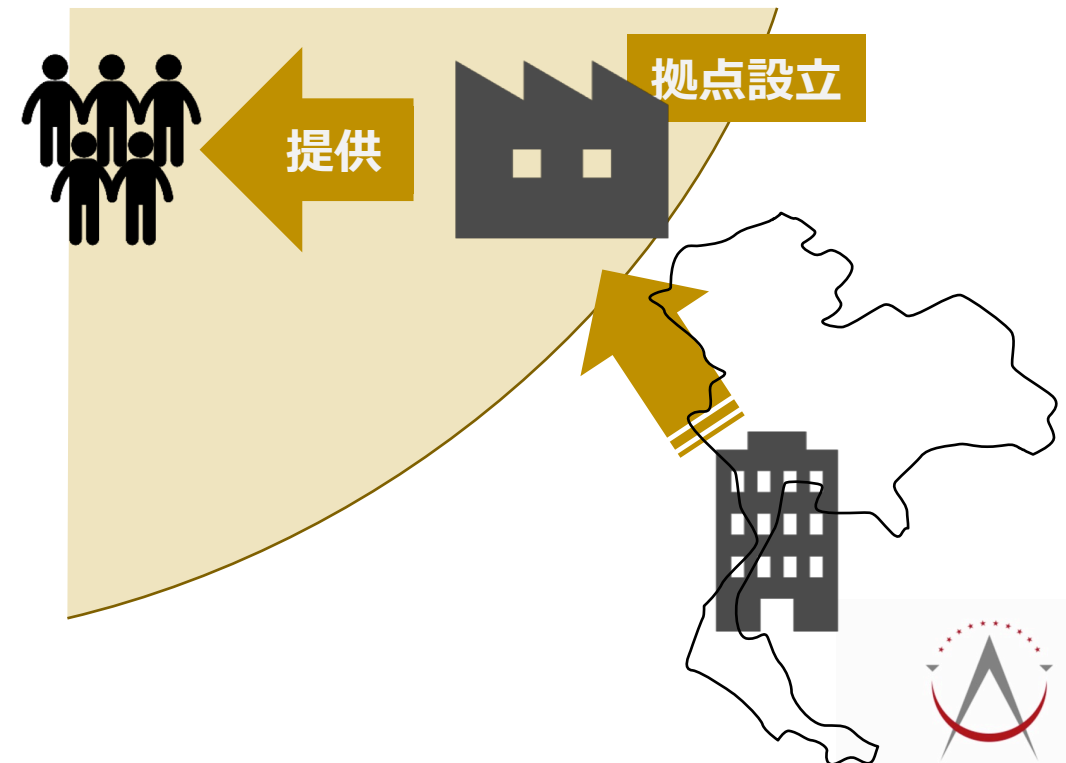
オフショアモデル

カンボジア、ラオス、ミャンマー



オンショアモデル

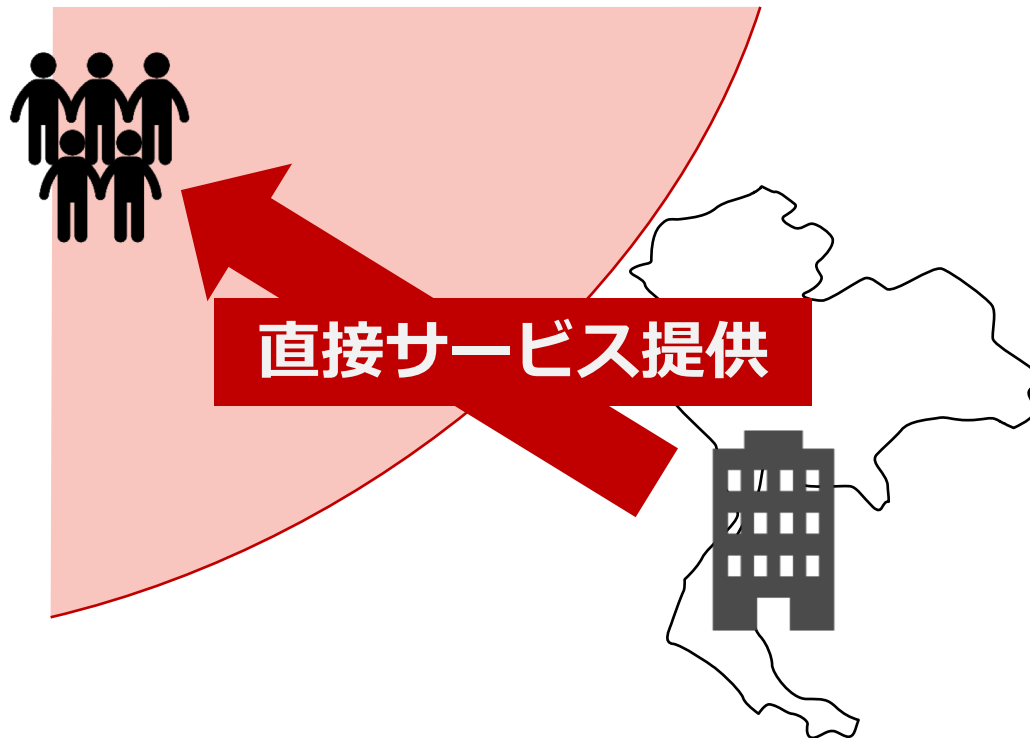
カンボジア、ラオス、ミャンマー



タイ	サービス提供は、一般的に外国人事業法の外資の参入が規制されている分野であり、外国法人が直接事業を行っている場合は商務省により指摘を受け、罰則を受ける可能性がある。何をもちて外国法人が事業を行っているかは法律上、基準が明確ではなく、商務省の判断により指導や罰則などを受ける可能性があり得る。商務省は、「事業運営上の何らかのプロセスがタイ国内で行われた場合にはタイ国内で事業を行っている」とみなす」というように、広義かつ抽象的な基準で判断している。人材の採用、事務所の賃貸等は、上記プロセスの範囲内とみなされる可能性が高い。罰則については、3年未満の禁固、又は1,000,000THB未満の罰則、又は両方を受ける可能性あり。
ベトナム	外国投資家は投資法で定める経済組織を通じて投資を実行しなければならない。経済組織は一般に「企業」を指すが、明確には定義されていない。ベトナム企業に出資したり、株式を取得したりすることで事業活動を行うことも認められている。
カンボジア	次の場合には法人設立が必要 ①1 カ月以上、製造、加工または役務提供のために事務所またはその他の場所を賃借する場合、② 1 カ月以上、自己のために他人を雇用する場合、もしくは、③ カンボジア王国の法律によって外国人または外国法人に認められた業務を行う場合。
ラオス	2014年商工省通達によれば、次の場合においては、法人設立が不要 ①家族経営（農業、手工業分野）②Petty Trader（1日の売上が10万キープ（12ドル）以下の行商人等）③季節経営 上記①から③はラオス人のために保全されるべき事業に含まれるため、外国法人には該当しない。①から③を除き、ラオス国内でサービス提供する場合、法人を設立しなくてはならないと解されている。 但し、水力発電プロジェクト、鉱物開発プロジェクトについては例外あり
ミャンマー	2018年8月から施行の新会社法によれば、「随時繰り返される種々の類似の取引ではない、30日以内に完了する独立した取引の遂行」の場合においては、法人設立が不要と解される。

オフショアモデル

カンボジア、ラオス、ミャンマー



<カンボジア>

カンボジア側でサービスの受領者は14%の源泉徴収課税

※タイ-カンボジア間租税条約（2018年発効）

<ラオス>

ラオス側でサービス受領者は、2.4%（みなし利益率10%）の源泉徴収課税＋VAT（10%）の納付

※タイ-ラオス間租税条約締結済

ミャンマー

ミャンマー側でサービス受領者は、2.5%の源泉徴収課税＋商業税（5%）の納付

※タイ-ミャンマー間租税条約締結済

タイからのサービス提供の可否

建設事業に関する規制

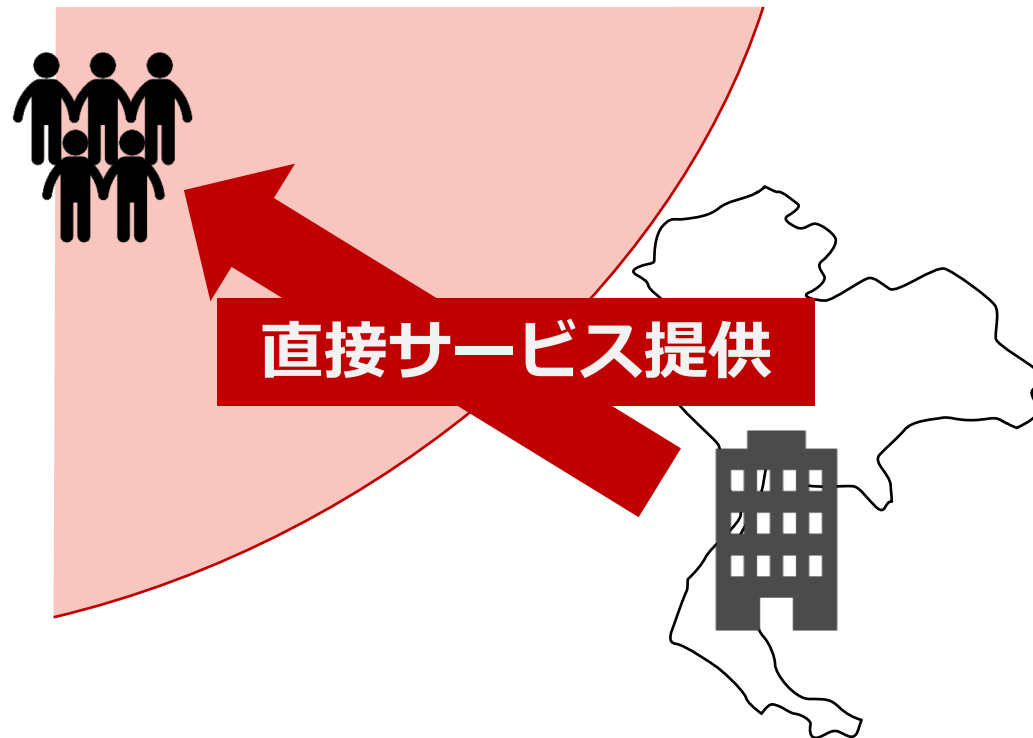
ビザ、就労規制

付加価値税を巡る問題

紛争解決、汚職

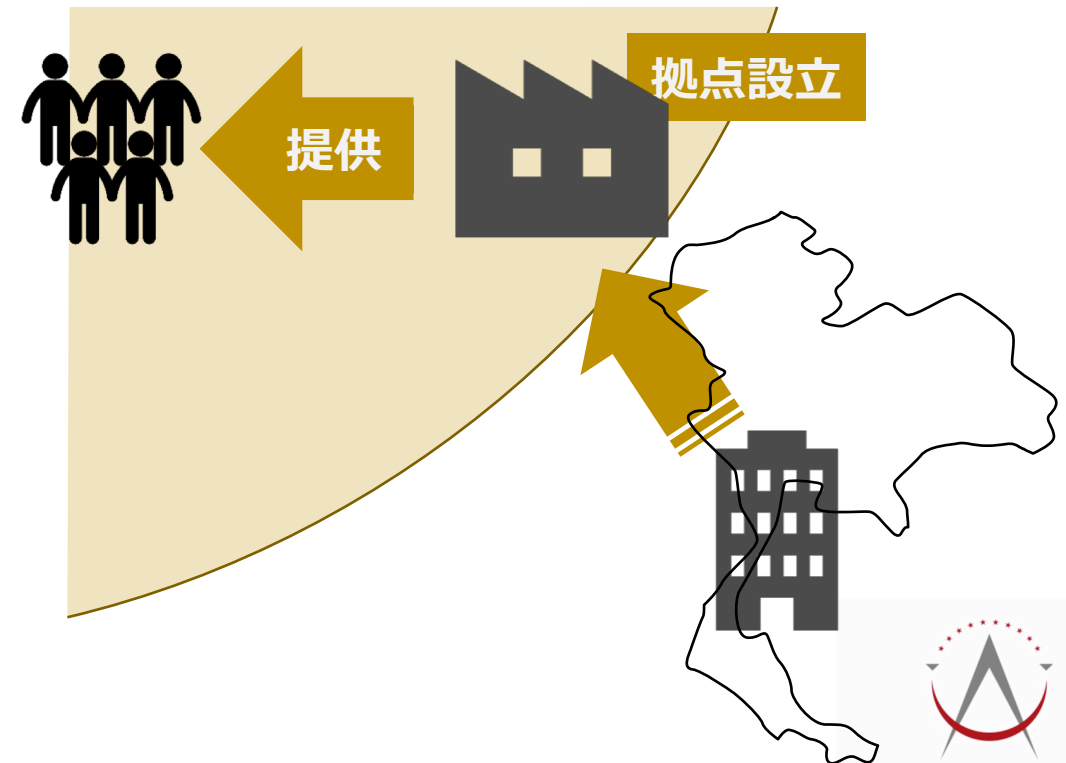
オンショアモデル

カンボジア、ラオス、ミャンマー



オンショアモデル

カンボジア、ラオス、ミャンマー



現地に**法人を設立せず**に建設事業を行う場合に、法的な規制や罰則が課せられる可能性がある。

リスク回避のため法人を設立する場合、**外資規制**や**建設事業ライセンス**の要否、取得可否が問題になる。

ポイント

- カンボジア、ラオス、ミャンマーでは、**一定期間**以上**反復**して事業を行う場合、法人設立が求められる可能性が高い
- 建設事業を行う法人を設立する場合に、持分上限や資本金の下限が設けられている

カンボジア

- ・ 建設事業の外資規制は存在しない。支店でライセンス取得可能
- ・ 建設ライセンスは「国土整備・都市化・建設省」が所管。基準不透明
- ・ 公共調達は、「公共事業・運輸省」の所管

ラオス

- ・ 2013年8月26日付「外国人投資家の条件付きビジネスリストNo.1591」において、建設業は外資規制の対象であり、原則、ラオス国籍の投資家との合併会社を設立して、事業を実施する必要がある
- ・ 建物内の電気工事、水道管工事（市内の配管工事等）、エアコン修理、換気扇の取付け作業は、2015年7月13日付「ラオス国籍者のみに保全される事業リストNo.1328」に該当し、外資の参入は認められない

ミャンマー

法律上、明確ではないが、実務上、外資規制及び特別な事業ライセンスは存在しないと認識

ラオスにおける「公共事業運輸セクターにおけるネガティブリスト内
会社設立許可に関する規則（No.13779）」
＜建設業に関する規制一覧表＞

16

業務内容	外資規制	最低登録資本金
交通基盤工事分野における設計調査・コンサルティング業務	大規模事業であれば、 外資100%での進出可能	合意による
道路及び鉄道の建設（道路橋梁建設）	外資49%まで	10億キープ （約1,250万円）
掘削、盛上げ等の工事現場の整地業務、建物建設に関する業務	外資49%まで	80億キープ （約1億円）
部品組立・据え付け等の機械器具設置工事	外資49%まで	80億キープ （約1億円）
内装外装仕上工事	外資49%まで	80億キープ （約1億円）
FS調査、設計・建築調査、内装外装、設計エンジニアリング、建設コンサルティング業務	外資49%まで	40億キープ （約5,000万円）

タイからのサービス提供の可否

建設事業に関する規制

ビザ、就労規制

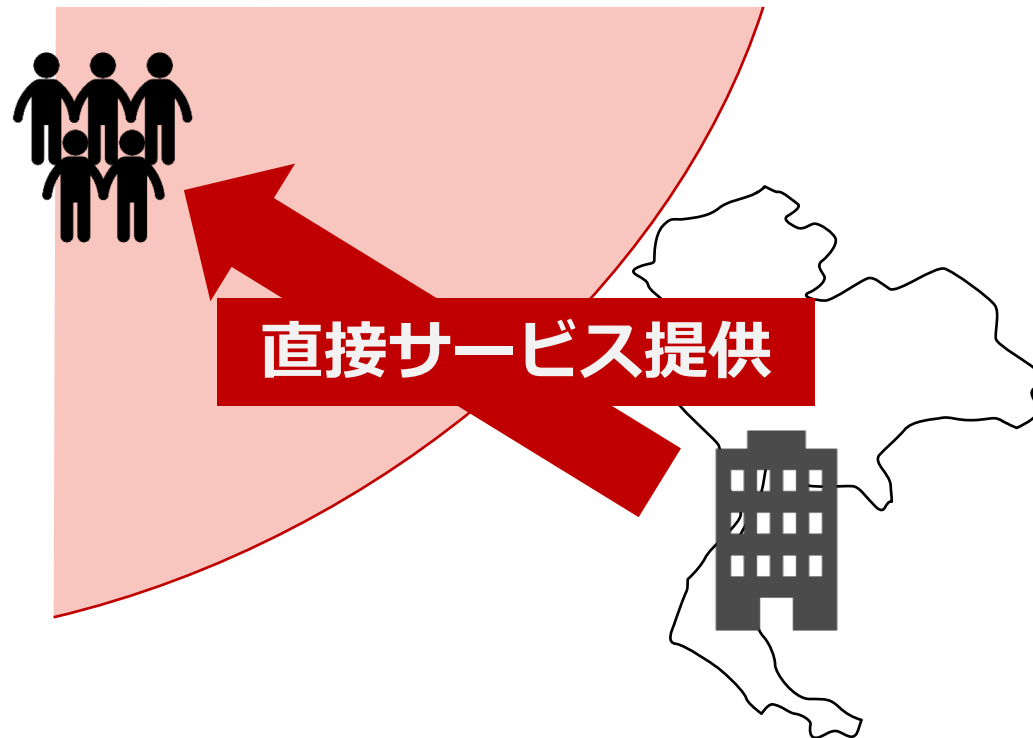
付加価値税を巡る問題

紛争解決、汚職

オフショア、オンショアモデルにおける就労規制 18

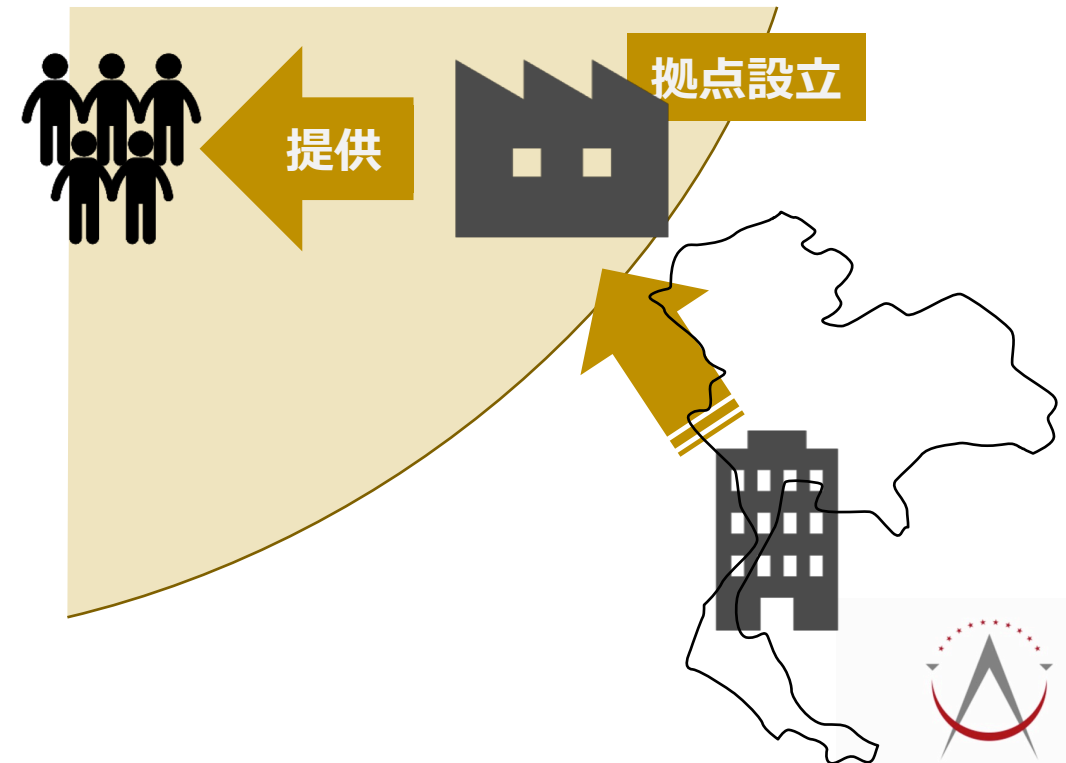
オフショアモデル

カンボジア、ラオス、ミャンマー



オンショアモデル

カンボジア、ラオス、ミャンマー



タイ国外においてサービスを提供する際、現地に拠点を持たない**オフショアモデル**の場合、どのように外国人専門家を派遣すればいいのか。そもそも、派遣できるのか？

現地に拠点を設立する**オンショアモデル**の場合、各地の外国人の採用規制はどのように規制されているか。

ポイント

- オフショアモデルでは、**ワークパーミット、就労ビザの取得要否**が問題に
- オンショアモデルでは、**ワークパーミット、就労ビザの取得要件**が問題に
- プロジェクトによっては、当局から例外的な許可が得られないか、確認することが望ましい

カンボジア

<出張者ビザについて>

出張者用ビザ制度は存在しない。

ビジネス目的を含む一般ビザ（Eビザ）は入国から30日間有効。

カンボジア企業との雇用がない滞在者のビザ更新は、EGビザ（就職活動者を対象とした一般ビザ）に拠ることとなり、1ヶ月、3ヶ月または6ヶ月の更新が認められる可能性があるが、実務上、担当官の判断による。

<ワークパーミットについて>

外国人出張者用ワークパーミットは存在しない。

ワークパーミットの取得には、カンボジア国内企業との雇用契約締結が必要。

ラオス

<出張者ビザについて>

売買契約に基づく機械の設置やメンテナンスのために出張ベースでラオスで働く場合、3か月を超えてはならず、臨時労働許可証が発給されると労働法には規定されているが、実際は、臨時労働許可証に発行は行っておらず、出張ベースであっても3か月、6か月、12か月のワークパーミットを取得することが推奨される。

<ワークパーミットについて>

ワークパーミット発給対象者：労働者（会社のMDは投資家扱いのため、ワークパーミットは発行されない）

ワークパーミットを取得方法：労組社会福祉省管轄のへ外国人従業員割当申請を行う必要がある。ワークパーミットを取得するには、労働ビザを取得していることが前提となる。労働ビザの取得するためには、現地に法人が存在している必要がある。なお、現地に法人がない場合は、提携先や契約先が保証人となることも可能。

ミャンマー

<出張者ビザについて>

現地拠点がなくとも、数ヶ月から最大1年のビジネスビザが取得可能。

ビジネスビザは、シングルとマルチプルがあるが、滞在可能期間が70日のため、期限内に必ず出国しなければならない。在外ミャンマー大使館・インターネットで取得可能、空港でのアライバルビザも存在する。

<ワークパーミットについて>

現時点においてミャンマーにはワークパーミット制度が存在しておらず、ワークパーミットは取得不要



カンボジア

- ・ Eビザの取得（内務省管轄）
（居住のために取得要）
- ・ 外国人労働許可（ワークパーミット、労働省管轄）
（就業のために取得要。労働法261条）
⇒発行まで数ヶ月を要することが通常
⇒ワークパーミットの発行のため、外国人1：カンボジア人：10の割合で雇用義務あり

ラオス

- ・ 居住及び就業を行うためには、
ビジネスビザ又は労働ビザ、ワークパーミット及び滞在許可証の取得が要求
- ・ 複数の監督省庁に申請書類を提出する必要がある、手続きが煩雑
⇒ 再入国をしたり、パスポートの提出が必要となり、労力と時間を要する
- ・ 外国人労働者受入れ比率は、
非熟練労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の15%まで
熟練労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の25%まで
- ・ 外国人労働者の契約期間は原則1年、最大5年を超えることはできない

ミャンマー

- ・ 居住するためには、ビジネスビザの取得又はステイパーミットの取得が要求
- ・ Foreign Registration Certification（FRC）の取得が別途必要
- ・ ステイパーミットの取得には、ミャンマー国内に登録された拠点が必要
- ・ 現状、ワークパーミットに関するは制度存在しない

タイからのサービス提供の可否

建設事業に関する規制

ビザ、就労規制

付加価値税を巡る問題

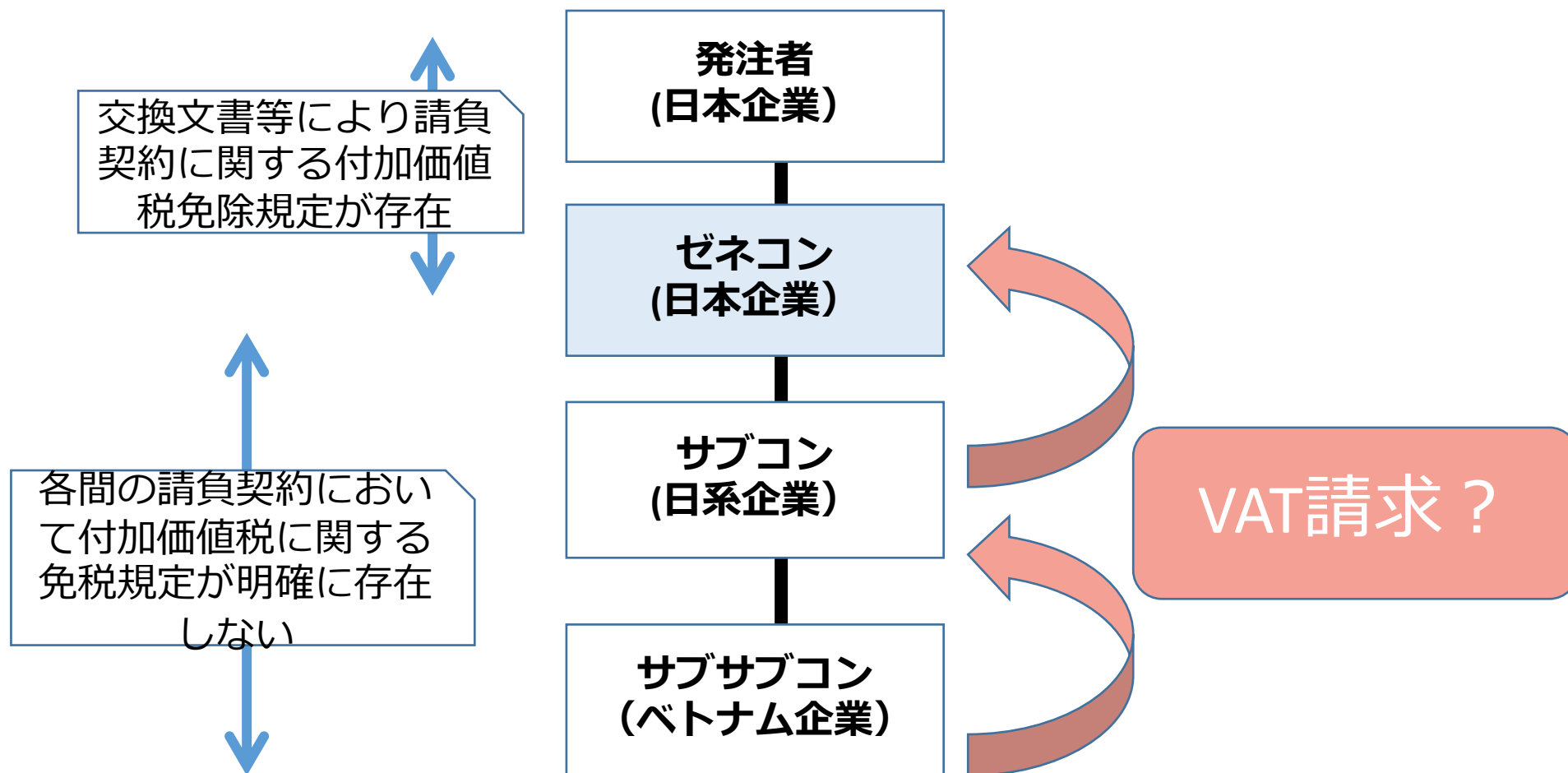
紛争解決、汚職



オフショアモデル、オンショアモデル関係なく、ODAプロジェクトや経済特区内での発注者の建設サービスに対する付加価値税（商業税）が免除されているケースがあります。但し、当該税制恩典が一次下請業者以降には適用されないケースがあり、付加価値税の負担について紛争化するケースが散見されます。

ポイント

- 建設サービスに対する付加価値税の取扱は、各地にてどのようなになっているか？
- プロジェクトによっては、当局から例外的な許可が得られないか、確認することが望ましい



	カンボジア	ラオス	ミャンマー
法人税	20% 最低税制度有り（売上の1%）	税率24% 最低税制度は税法改正により廃止	25%
個人所得税	最高20% 付加給付も課税対象	最高24%（累進課税） 現物支給項目も課税	最高25%（累進課税）
VAT（商業税）	10%（輸出時は0%） ※QIP（適格投資案件）、SEZ（経済特区）内での免税措置あり	10%（輸出時は0%） ※経済特区（SEZ）内の会社の工場建設にかかるVATは、工場の生産品が全量輸出される場合、100%免除。それ以外は、50%免税。 ・サワンセノSEZ等では別途規定あり。	商業税5%（輸出は非課税）
源泉徴収	4%から15% 特定の費用項目に対して適用	5%から10% 特定の費用項目に対して適用	2%から20% 特定の費用項目に対して適用

カンボジア

輸入建設資材について、

- ・ 輸出加工型QIPは輸入時課税・輸出時還付。
- ・ 縫製業は国内市場型QIPも免税。
- ・ SEZ内企業は免税。

国内調達・輸出加工型QIPは免税、国内市場型は課税

経済特区内において特設建設サービスに対する免税恩典なし
では、ODAの場合は？

ラオス

【サワンセノSEZのVATに関する規定】

- ・ 建設に関して明記された条文はないが、建設サービスが含まれると解釈される。
- ・ SEZ内で登録された会社がSEZ内で使用、加工、生産及び販売（サービス業も含む）するために外国（ラオス国内も含む）から輸入した商品に対するVATは免除される（サワンセノSEZ投資に関する首相令第25条）。

では、ODAの場合は？

ミャンマー

SEZ内では、物品の輸入輸出に関して商業税免税恩典あり
建設サービス提供にかかる商業税につき法律上明確でない
ODAの場合は？



タイからのサービス提供の可否

建設事業に関する規制

ビザ、就労規制

付加価値税を巡る問題

紛争解決、汚職

- ・ カンボジア、ラオス、ミャンマーにおいて公平な司法判断がなされるのか？
- ・ カンボジア、ラオス、ミャンマーは、ニューヨーク条約は加盟済み
- ・ カンボジア、ラオス、ミャンマーで外国仲裁判断の承認および執行は可能か？

	タイ又は日本	カンボジア ラオス ミャンマー	第三国
裁判	強制執行困難	平等性・汚職などに関する問題	強制執行困難
仲裁	望ましいが、合意が困難	・ 仲裁制度の未成熟 ・ 仲裁判断の取消などが 裁判所の管轄となってしまう可能性がある	合理的 もっとも、外国仲裁判断の承認・執行の可否について注意が必要

	基本法	ディスカバリー制度	弁護士秘匿特権制度	裁判制度	陪審制度	クラスアクション	使用言語
シンガポール	判例法	存在	法律専門職秘匿特権 (Legal Professional Privilege)	二審制	なし	代表訴訟 (Representative Action)	英語
タイ	大陸法	不存在	専門職秘匿特権 (Professional Secrecy Obligation)	三審制	なし	あり	タイ語
ベトナム	大陸法	不存在	専門職秘匿特権 (Professional Secrecy Obligation)	二審制	なし	なし	ベトナム語
カンボジア	大陸法	不存在	専門職秘匿特権 (Professional Secrecy Obligation)	三審制	なし	なし	カンボジア語
ラオス	大陸法	不存在	専門職秘匿特権 (Professional Secrecy Obligation)	三審制	なし	なし	ラオス語
ミャンマー	不明確	不存在	専門職秘匿特権 (Professional Secrecy Obligation)	三審制	なし	なし	ミャンマー語
マレーシア	判例法	存在	法律専門職秘匿特権 (Legal Professional Privilege)	三審制	なし	代表訴訟 (Representative Action)	マレーシア語 (ただし、英語の利用も可能)
インドネシア	大陸法	不存在	専門職秘匿特権 (Professional Secrecy Obligation)	三審制	なし	なし	インドネシア語
フィリピン	判例法	存在	法律専門職秘匿特権 (Legal Professional Privilege)	三審制	なし	なし	英語

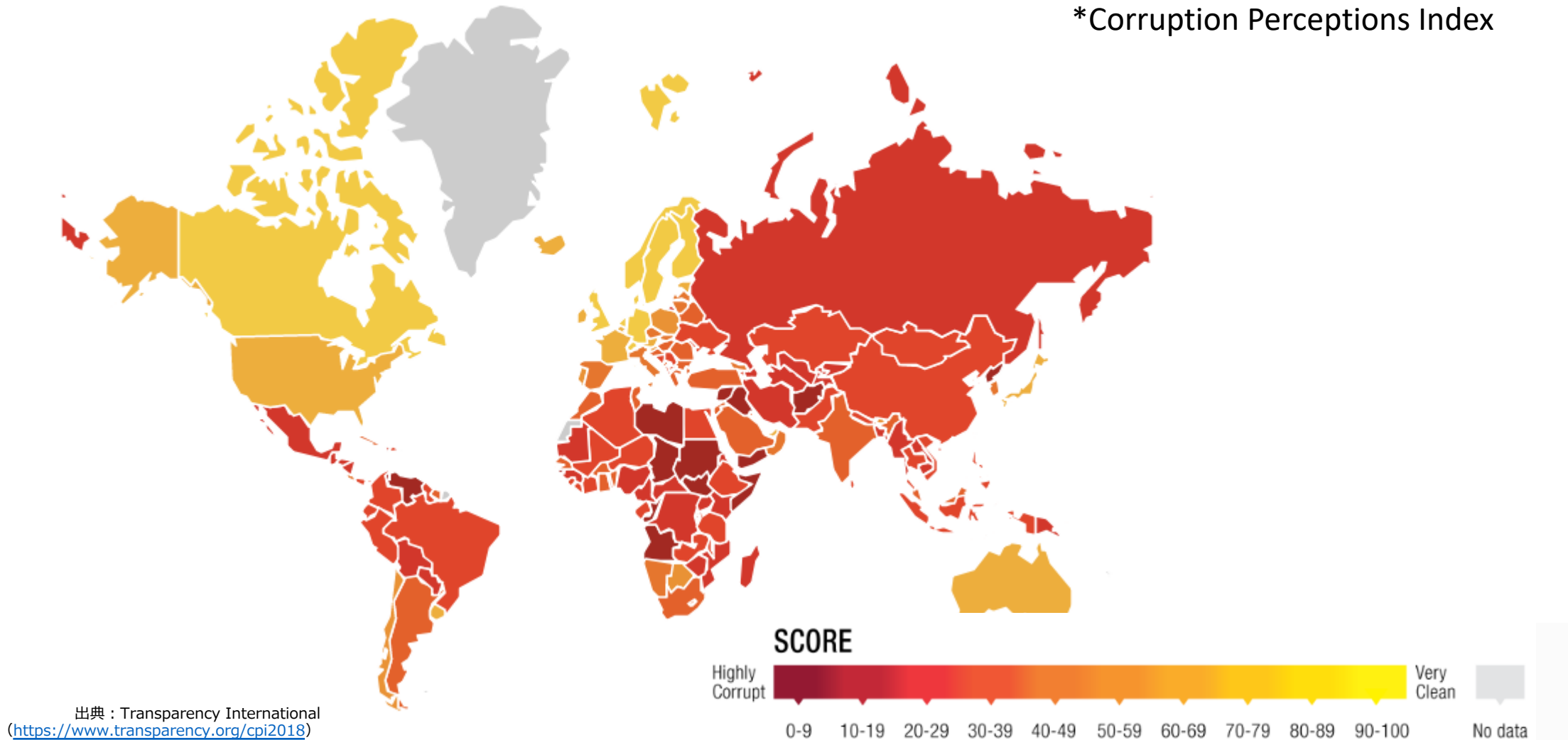
	外国仲裁判断の承認・執行
インドネシア	ニューヨーク条約加盟 しかし、承認・執行が拒否された事例があるため、注意が必要（特に政府機関）
シンガポール	ニューヨーク条約加盟 承認・執行に問題は一般的にはない
タイ	ニューヨーク条約加盟 しかし、承認・執行に時間がかかるのが一般的
ベトナム	ニューヨーク条約加盟 しかし、承認・執行が拒否された事例があるため、注意が必要。また、承認・執行に時間がかかる
マレーシア	ニューヨーク条約加盟 承認・執行に問題は一般的にはない
カンボジア	ニューヨーク条約加盟 調査によれば、外国仲裁判断の承認・執行事例は数件あり
ミャンマー	ニューヨーク条約加盟 承認・執行事例に関する情報が不足している
ラオス	ニューヨーク条約加盟 承認・執行事例に関する情報が不足している
フィリピン	ニューヨーク条約加盟 承認・執行に問題は理論上はないものの、資産の調査に問題が多い。 Tuna Processing, Inc. v. Philippines Kingford, Inc. (G.R. No. 185582, February 29, 2012) 事件



世界の腐敗認識指数2018 (CPI)

31

*Corruption Perceptions Index



出典 : Transparency International
(<https://www.transparency.org/cpi2018>)

©2019 One Asia Lawyers All rights reserved.

ONE ASIA
LAWYERS

カンボジア、ラオス、ミャンマーの腐敗認識指数

32

国	2017	2016	2015	2014
シンガポール	6	7	7	7
日本	20	20	18	15
韓国	51	52	43	44
マレーシア	62	55	54	51
中国	77	79	83	100
インド	81	79	76	85
タイ	96	101	76	85
インドネシア	96	90	88	107
ベトナム	107	113	111	119
フィリピン	111	101	95	85
ミャンマー	130	136	147	156
ラオス	135	123	139	145
カンボジア	161	156	150	156

汚職の状況	
接待・贈答の金額基準	法令上、金額基準や目安は存在しない
公務員の範囲	広く、立法、行政、司法機関に勤める者（雇用形態・給与の有無を問わない）及び国営企業の従業員等を含む
法律	汚職防止法（2010年4月17日公布）、刑法（2009年11月30日公布）
当局	汚職防止評議会(指針制定、ACUの監視・助言等)、汚職防止ユニット(ACU：通報窓口・執行等)
特記事項	・ 私人への贈収賄も違法となりうる（従業員に対する贈収賄） ・ 外資系企業の一部（2018年2月時点で約20社）はACUとMOU (Memorandum of Understanding)を締結し、汚職関与・摘発リスク対策をしている ・ MOU: 会社は汚職に関与しないことを誓約する一方、ACUは会社からの告発事案を迅速に調査し、告発者を保護する義務を負う

汚職の状況	
接待・贈答の金額基準	法令上、金額基準や目安は存在しない。
公務員の範囲	省をはじめとする中央・地方の各公的組織及び在外公館において、常任勤務として採用または任命され、月給及び諸手当を国家予算から支給されている者（2016年1月28日公布公務員法）
法律	汚職撲滅法 （2013年1月17日公布）
当局	2007年に国家査察庁の中に汚職防止捜査機関が発足
特記事項	汚職防止法上の処罰対象は、公務員、軍隊、警察、国有企業職員、国有企業、国が出資する合弁会社の職員、村長を含む公的機関の管理権限を有する者、外国公務員、国際機関の外国人職員、国内外企業職員を含む。

汚職の状況	
接待・贈答の金額基準	汚職防止法の賄賂の定義は広範、贈答文化であることもあり、社交儀礼の範囲の贈答は許容されないが、許容される範囲・金額基準については明確ではない 2016年4月ミャンマー大統領府が「贈答品の受領に関する指示書」を発表 公務員が受領が許可される例外として以下の基準が示された 1) 2万5000チャット以下の贈答品（1年の累積金額：10万チャット以下） 2) 公務員党の正式な役職のためではなく、家族関係、個人的関係により贈与された贈答品 3) 宗教的な特別の日に敬意を表す10万チャット以下の贈答品
公務員の範囲	権限者への贈賄が処罰対象、権限者とは、権限を有する公務員、外国公務員、政治的地位の保有者、政府機関、国有企業、国が出資する合併会社の上級役職者、または公的機関の管理権限を有する者もしくはその代表者
法律	2013年汚職防止法、刑法、贈答品の受領に関する指示書 等
当局	2014年には、汚職撲滅委員会が発足
特記事項	・ 民間企業同士の贈収賄（いわゆる商業賄賂）を明確に規制対象とはしていないが、公開会社も公的機関とされており、公開会社における管理権限を有する者も賄賂の主体たりえることとされている。

質問等は、下記の担当者まで

- 藪本 雄登 yuto.yabumoto@oneasia.legal
- 吉田 重規 shigeki.yoshida@oneasia.legal
- 遠藤 裕介 yusuke.endo@oneasia.legal